

# 外国人介護人材の確保・定着に向けて

平成26年11月  
神奈川県

## その他の規制改革検討事項

### 外国人家事支援人材の活用

### 女性の社会進出の拡大

神奈川県とASEAN諸国との太いパイプを活用し、神奈川県内で試行的に外国人の家事支援人材の受入れを実施

活用する  
規制改革事項

・技能実習の職域への「家事支援」の追加

### 外国人の介護人材の活用

### 介護負担の軽減

介護職員の確保や女性の社会参加を促すため、介護福祉士の資格取得を目指し県内介護施設で就労する意欲のあるEPA経験者や、日本の高等教育機関等を卒業した外国人留学生等を外国人「介護福祉士」として養成・確保する仕組みづくり（神奈川モデルとして実施）

活用する  
規制改革事項

・EPAの期限内に合格できなかった者や資格取得後の在留資格の見直し  
・国家試験の受験資格や実施方法の見直し  
・介護保険上の配置基準の見直し

### 旅館業法の特例

### 訪日外国人の拡大

神奈川県全域で、民間事業者が、海外からの観光客やビジネス客の滞在ニーズのある区域を中心に、アパートやマンションの空室などを活用した滞在施設を提供

活用する  
規制改革事項

・観光客等のニーズと施設保有者のシーズをマッチングさせるビジネスモデルを実施  
・旅館業法の適用除外（設備の設置基準など）を最大限に活用した施設を提供（条例制定）

# 外国人介護人材の確保・定着に向けて

## 1 現状と課題

○今後10年間で全国で100万人(毎年約7万人)規模の介護人材の創出が必要

○地域包括ケアシステムの構築に向けて多様な福祉・介護人材の確保が必要

○高い離職率、新規採用が困難、キャリアパスが未整備など、福祉・介護分野の構造的課題の解決が必要

(国の動向)

○「医療・介護総合確保推進法」に基づき、介護人材確保対策事業等を推進するための新たな財政支援制度として基金(国2/3県1/3)を創設

○「日本再興戦略」(H26.6閣議決定)に、外国人実習制度の見直しや、外国人留学生の活躍支援等、外国人材の活用が位置づけ



## 2 対応の方向

### 参入・定着の促進

- 介護のイメージアップ
- 適切なマッチング
- 事業者の人材育成能力の向上

### 資質の向上

- キャリアパスの確立
- 介護職員の専門性と社会的評価の向上
- 処遇や労働環境改善

### 多様な外国人材の活用

- 受入から育成、継続的な就労まで一貫したシステムの構築
- 外国籍県民の就労促進や定着への支援

## [取組内容]

### 総合的かつ抜本的な人材確保対策の推進

法定の「都道府県計画」に次の取組みを位置づけ、県設置基金(国2/3,県1/3負担)を財源として、強力に推進

- 1 国家戦略特区を活用した「外国人介護福祉士養成・確保」の仕組みづくり
- 2 外国人介護職の確保、定着に向けた支援体制の整備
- 3 介護人材の育成と定着をセットとした総合的な人材確保対策の推進

### 3 事業構成

[取組内容]

**(1)外国人介護福祉士の養成・確保**

[構成事業]

- ①外国人介護福祉士の養成・確保【新規】
  - ア 国家戦略特区の提案
  - イ 外国人介護福祉士養成・確保の仕組みづくり

**(2)外国人介護職の定着に向けた支援体制の整備**

- ②外国人介護職の定着支援【新規】

## 4 事業概要

### ① 外国人介護福祉士の養成・確保

#### ア 国家戦略特区の提案

\*「出入国管理及び難民認定法」第19条「介護保険法」第70条 ほか

#### 現状・課題

外国人の「介護」分野への就労はEPAに基づく「特定活動」以外認められていない。

EPA制度により「介護福祉士」の国家資格を取得しても訪問介護はできない。

「介護福祉士」を取得しても結婚等を理由に帰国する者が多い。

EPAによる候補者の「介護福祉士」国家試験の合格率は50%程度である。

#### 主な規制緩和の提案内容

- ① 在留資格「技能実習」に「介護」を加える。
- ② 介護福祉士の資格取得まで「技能実習」期間を延長し、介護施設等での就労を認める。
- ③ 在留資格に「介護」を加え、「介護福祉士」の資格取得者は介護施設等で継続して就労することを認める。
- ④ 在留資格「家族滞在」の対象に介護福祉士資格取得者及びEPA「特定活動」による介護福祉士候補者の配偶者又は子を加える。
- ⑤ 外国語(当面は英語)併用による介護福祉士国家試験の実施 など

# イ 養成・確保の仕組みづくり

## 申込

日本語能力試験N3以上で神奈川の介護施設等に就労を希望する外国人

①EPA経験者(政府推薦) ②外国人留学生(学校推薦) ③その他(海外日本語学校等の推薦)

## 選考

(想定)国際厚生事業団  
(JICWELS)

- ・募集/選考
- ・滞在監理等

求職申込

マッチング

雇用契約締結

## 受入施設の選定

(仮称)かながわ外国人介護福祉士養成機構  
構成:県内の老人福祉事業者・施設の団体等

求人登録

## 就労

外国人「介護福祉士」の養成能力を有する特別養護老人ホーム等

在留資格(技能実習)

実務経験  
(3年)

継続就労  
(最長3年)

介護福祉士国家試験

合格

不合格

在留資格(技能実習)更新

在留資格(介護福祉士)

介護福祉士として継続就労[更新期限上限なし]

## ② 外国人介護職の確保・定着に向けた支援体制の整備

生活習慣の違いや日本語能力が不十分などが原因で  
介護の現場でストレスがたまりやすい外国人

### 定着に向けた支援



- 渡航・出入国手続
- 滞在管理
- ガイダンス等

(想定)国際厚生  
事業団 [JICWELS]



- 宿泊あっせん
- 日本語・介護導入研  
修等の実施
- 就労相談・支援

(想定)県内の公  
益社団法人



- 生活支援・相談
- 居場所づくり等

(想定)県内の公  
益財団法人



# (参考) 外国人「介護福祉士」を必要とする背景

## (1) 介護職員(介護福祉士、ホームヘルパー等)の不足

- 平成12年度の介護保険制度の施行後、55万人だった介護職員数は10年間で倍以上の約133万人となった。しかし、10年後の2025年には、約243万人の介護職員が必要と推計されており、さらに約110万人の介護職員が必要である。

	平成12年度 (2000年度)	平成24年度 (2012年度) <u>(推計値)</u>	平成27年度 (2015年度) <u>(推計値)</u>	平成37年度 (2025年度) <u>(推計値)</u>
介護職員	55万人	149万人	167~176 (164~172万人)	237~249万人 (218~229万人)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計」

(注1) 平成27年度・平成37年度の数值は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。( )内は現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによる数值。

(注2) 2015年、2025年の推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。

10年間で  
約110万人  
必要

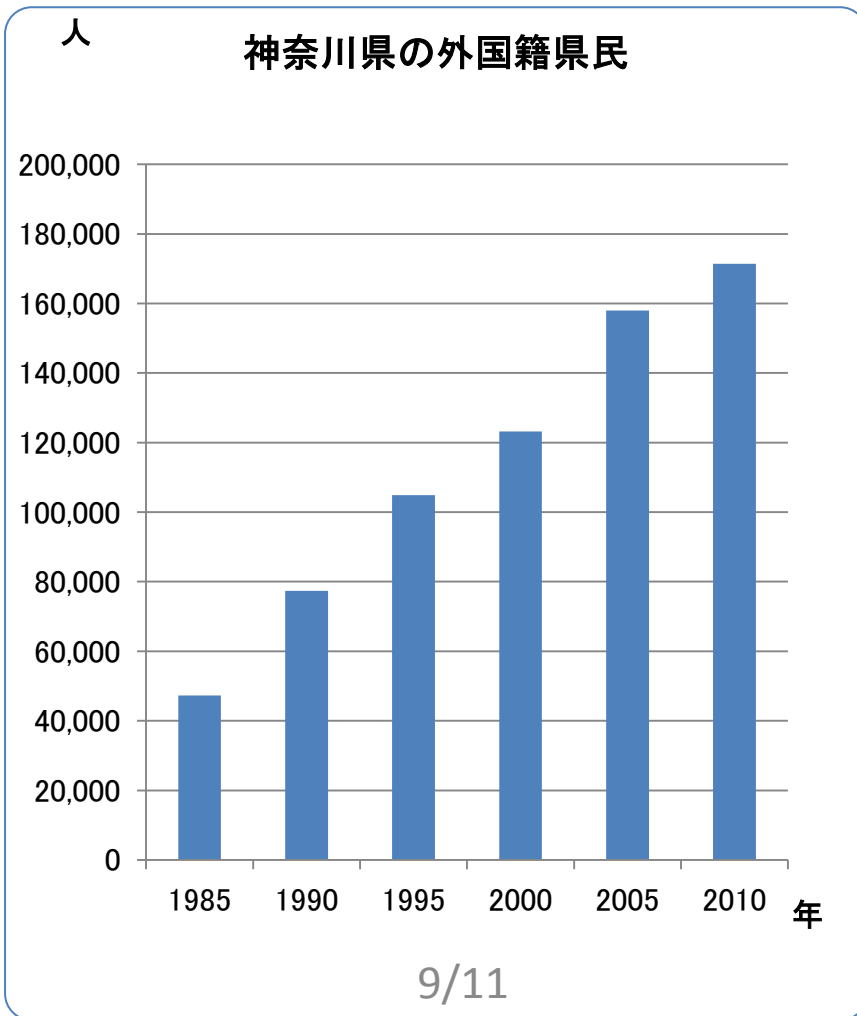
	(平成22年10月1日現在)			介護保険施設					
	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤
介護職員	133.4万人	80.1万人 60.0%	53.3万人 40.0%	33.9万人	28.1万人 83.2%	5.7万人 16.8%	99.5万人	51.9万人 52.1%	47.6万人 47.9%

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

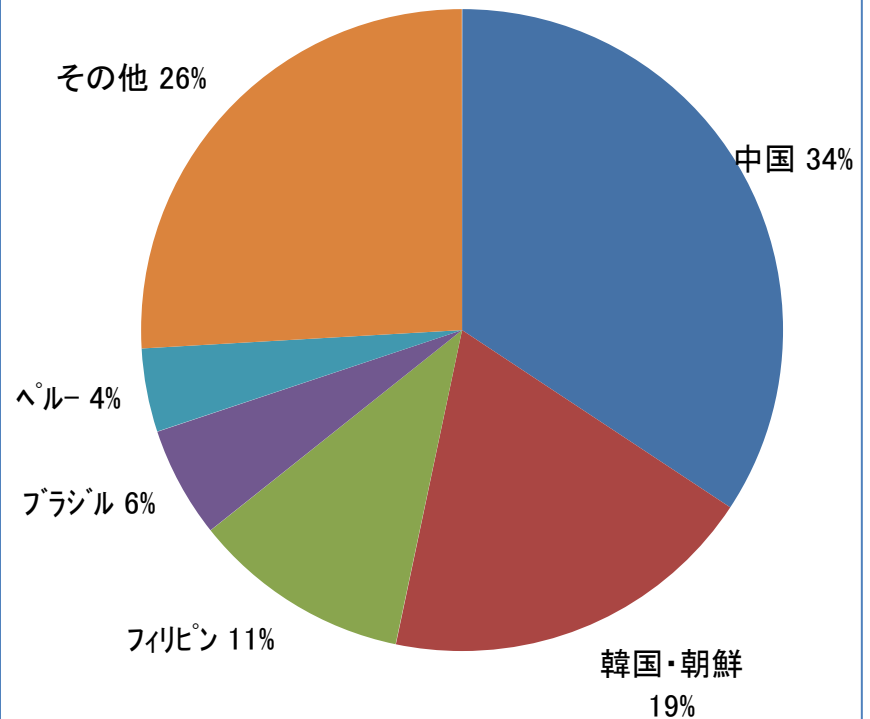


## (2) 高齢化が進む外国籍県民

- 戦後の移民政策など、歴史的な経緯により神奈川県には多くの外国籍県民が暮らしており、高齢化も進んでいる。一方、これまでの政策の積み重ねにより多文化共生の土壌はある。



主要国籍(出身地)別県内外国人数の割合(2012年12月31日現在)



### (3) 外国籍県民の介護分野への就労意欲の高まり

神奈川県で暮らす外国籍県民の介護分野への就労意欲は高い。

外国籍県民に対する福祉分野への職業紹介状況(平成21年8月～26年3月)

(出典:(公社)横浜市福祉事業経営者会「事業実施結果」)

国籍(上位10か国)	求職者	就職者
中国(残留孤児2世、帰化含む)	124	73
ペルー(帰化含む)	97	39
フィリピン	85	38
ブラジル	37	14
タイ	19	10
ベトナム	16	11
台湾(帰化含む)	14	6
韓国	13	6
アルゼンチン(帰化含む)	10	6
ボリビア(帰化含む)	7	3

就職先種別(上位7種)	人数
特別養護老人ホーム	102
訪問介護事業所	34
地域ケアプラザ	23
グループホーム	31
老人保健介護施設	12
有料老人ホーム	17
通所介護事業所	11

在留資格別	人数
永住者	247
日本人の配偶者	79
定住者	56
帰化	29
永住者の配偶者	13
家族滞在	13
その他(留学など)	10

## (4) 日本で就労を希望する外国人留学生の増加

留学生の6割は中国出身で86,324人、1割が韓国出身の16,651人。留学生全体の約8%が卒業後、日本の企業等に就職。職務内容では「通訳・翻訳」、次いで「販売・営業」が多い。

### ■ 留学生の数(平成24年5月1日現在) 137,756人

在籍	人数
大学院	39,641人
大学(学部)・短大・高専	71,361人
専修学校(専門課程)	25,167人
準備教育課程	1,587人
計	137,756人

出身国・地域(上位5か国)	人数
中国	86,324人(62.7%)
韓国	16,651人(12.1%)
台湾	4,617人( 3.3%)
ベトナム	4,373人( 3.2%)
ネパール	2,451人( 1.8%)

[出典] 平成24年度外国人留学生在籍状況調査 ((独法)日本学生支援機構)

### ■ 平成24年の在留資格の変更許可(留学→就職) 10,969人

職務内容	人数
翻訳・通訳	2,928人( 26.7%)
販売・営業	2,529人( 23.1%)
情報処理	807人( 7.4%)
教育	789人( 7.2%)
海外業務	539人( 4.9%)
その他	3,377人( 30.8%)
合計	10,969人(100.0%)

出身国・地域(上位5か国)	人数
中国	7,032人(64.1%)
韓国	1,417人(12.9%)
台湾	352人( 3.2%)
ベトナム	302人( 2.8%)
ネパール	224人( 2.0%)

[出典] 平成24年における留学生の日本企業への就職状況 (法務省)